**上　申　書**

被　相　続　人　司法書士太郎

　　　　　　　（平成１０年１０月１０日死亡）

　最 後 の 本 籍　　東京都固定資産税区証明町１０００番地

　登記簿上の住所　　神戸市葺合区ＬＳＯ通１丁目１番１号

上記被相続人が保有しておりました後記不動産上の所有権の登記簿上の住所が上記記載のようになっておりますが、これにつき私方にて戸籍及び除票等にて調査致しましたが、相当の年月日の経過により該官庁より証明書が発行されず、当該登記簿上の住所と本人の生前住所との間に沿革がとれないため、その同一性を証明することができません。

しかしながら、戸籍上の司法書士太郎は登記簿上の住所地に居住しており、固定資産税も納付しておりましたので、登記簿上の所有権登記名義人司法書士太郎と戸籍上の司法書士太郎は同一人物に相違ありません。

　したがいまして、後記不動産上の所有権については、被相続人の保有する権利に相違なきことをここに申し上げるものであります。

　なお、万一第三者より異議故障の出でたるときは、私方にて解決し、貴庁には絶対御迷惑相かけません。

平成　　年　　月　　日

【相続人　司法書士一郎　の記名捺印】

　（住　所）　名古屋市兵庫区白幸町３丁目３番３号

　（氏　名）　司法書士一郎

ご実印調印

大阪法務局　○○支局　御中

不動産の表示

　◇　土地

所　　　　　在　　　大阪市南区梅田１０丁目

地　　　　　番　　　１００番１０

地　　　　　目　　　宅地

地　　　　　積　　　１００㎡５５